

平成 21 年 1 月 10 日

名鉄観光バスご利用のお客様へ

名鉄観光バス株式会社

平成 20 年 12 月 17 日付、中運自監第 355 号により、輸送施設の使用停止及び附帯命令を受けました。

指摘を受けた違反事実につきまして、下記のとおり具体的な改善措置を取りましたので、ご報告するとともに、ご利用のお客様にご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受けとめ、全職員に関係法令の遵守を徹底するとともに、内部管理の体制を強化して安全な運行でお客様に安心して利用いただけるよう努めてまいります。

## 記

### ○行政処分の内容

岡崎営業所における事業用自動車 2 両の使用停止

1 両／平成 20 年 12 月 22 日から平成 21 年 1 月 18 日まで 28 日間

1 両／平成 20 年 12 月 22 日から平成 21 年 1 月 17 日まで 27 日間

(違反事実)

1. 運転者に対する指導監督が不適切であった。

(改善事項)

事故惹起者に対する運転技能再教習の実施。

また、異常時における対応方法など、運転者への指導教育の徹底を図りました。

指摘を受けました指導内容の具体的な記録不備について、今後は乗務員に対する個別指導の内容も、確実に記録簿へ記入をしております。

(違反事実)

2. 特定の運転者に対する運転適性診断を実施していなかった。

(改善事項)

高齢運転者の運転適性診断未実施者への受診を実施いたしました。

(違反事実)

3. 運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(改善事項)

運行管理者を集めて、法令遵守に関する指導会議を実施いたしました。

今後も、運行管理者に対し随時個別の指導を実施し、指導記録の記入並びに保管を確実に実施してまいります。

以 上